

## 平成27年第7回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成27年7月8日（水） 午後3時5分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，藤尾 均理事，竹中 英泰理事，高井 章副学長，  
平田 哲副学長，渡部 剛教授，原渕 保明教授，升田 由美子教授，  
林 要喜知教授，鈴木 裕教授，千石 一雄教授，岡田 洋子教授，  
三好 暢博教授，千葉 茂教授，久保 進事務局長，

欠席者：松野 丈夫理事，吉田 貴彦教授，

陪席者：宮森 雅司監事，太田学長政策推進室長，萩総務部長，小出教務部長，  
三浦総務課長，滝本企画広報評価課長，西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，再任の挨拶，平成27年7月1日付けで就任した執行部の報告及び同日付けで選任された教育研究評議会評議員の紹介が行われた。

次いで，学長から，平成27年第6回（平成27年6月24日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

### 議 題

#### 1. 教員の人事について

##### (1) 講師候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり講師候補者とすることが了承された。

#### 2. 平成27年度臨床指導教授等の称号付与について

本件について，学長から発議及び事前配布資料2に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり推薦のあった7名に対して臨床指導教授等の称号を付与することが了承された。

#### 3. 平成27年度非常勤講師の任用について

本件について，学長から発議及び事前配付資料3に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

#### 4. 教員の再任審査結果について

本件について，学長から発議があり，任期満了日が平成28年2月から平成28年5月末日までの31名の教員から再任審査の申請があったこと。再任基準に基づき申請者を判定した結果，資料1のとおり31名が再任可となった旨の報告の後，審議の結果，これが了承された。

なお、再任を可とする再任審査結果通知書を31名の再任申請者に通知する旨学長から付言があった。

#### 5. 教員評価実施要項〔平成27年度実施分〕(案)について

本件について、学長から発議があり、教員評価委員会委員長の松野副学長が欠席のため、滝本企画広報評価課長から、①教員評価委員会では、適正な評価のあり方等について、評価の度に検証し、その結果を次の教員評価に反映していること。②平成26年7月に実施された国立大学法人評価委員会によるヒアリングにおいて、評価委員からの総合評価評定についての意見を踏まえ、見直しを行っていることの説明があり、引続き資料2に基づき説明があった。

評議員より、別紙3のウェイトパターンについて、「教授は社会貢献・国際交流について0.5と割振られているが、恒常的な活動が行えないため、自己裁量で扱えないか」との提案があり、次年度は検討することとした。

その後、審議の結果、27年度実施分の教員評価実施要項について、原案のとおり了承された。

#### 6. 旭川医科大学倫理委員会規程の一部を改正する規程(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで研究担当の副学長である高井副学長から①研究に関する倫理指針については、平成26年12月22日に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が新たに公布され、本学の倫理委員会においても、倫理指針に対応するよう審議申請書の内容を変更する等行っていること。②新しい倫理指針において、倫理審査委員会の機能強化が求められ、委員構成、成立要件及び教育・研修について新たに規定されていること。③倫理委員会規程の見直しを行い、倫理委員会規程の一部を改正する規程(案)を策定したことの説明があった。

引続き加藤研究支援課長から資料3-1~3に基づき改正(案)の概要について説明があり、その後、審議の結果、倫理委員会規程の一部改正が原案のとおり了承された。

### 報告事項

#### 1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

##### (1) 平成28年度に実施する第2期中期目標期間の業務実績評価について

第2期中期目標期間の業務の実績に係る評価は、法律により「各法人の中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的に評価を行う」とされていること。

次いで、滝本企画広報評価課長から資料4-1~2に基づき評価の概要について説明があった。

**(2) 寄附講座の期間延長について**

本日開催の役員会において、資料5のとおり、存続期間の延長について、審議・了承されたこと。

**(3) 教育研究評議会議長の職務代行について**

教育研究評議会規程第5条第3項の規程に基づく職務の代行については、松野丈夫理事を指名すること。

**(4) 学長選考会議委員の選考について**

学長選考会議委員は、経営協議会の学外委員から5名、教育研究評議会から選出された5名及び理事3名の計13名で構成されていること。

学長選考会議委員の任期は、本年6月30日をもって満了となっており、次回以降開催の教育研究評議会において、本評議会からの委員5名を選出すること。

**次回の開催予定日**

8月は特別の議題がない限り休会とし、次回の教育研究評議会は、平成27年9月9日（水）14時45分から第二会議室において開催すること。